

介護保険は高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです

「知名町高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画」が策定されました

問 保健福祉課 電話(84)3153

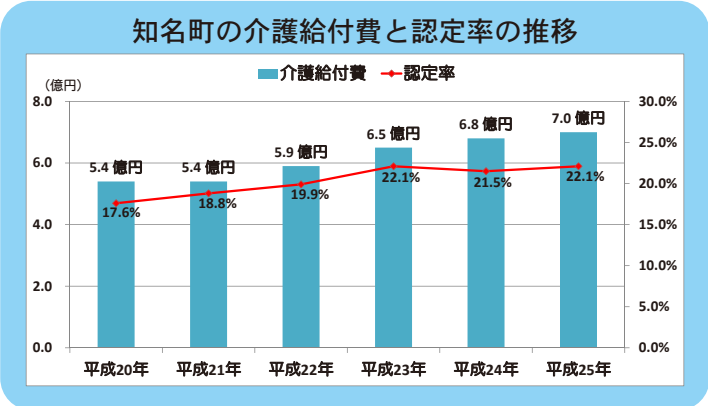
平成12年度に創設された介護保険制度は、施行後14年が経過し、保健・医療・福祉のサービスを利用者の選択で総合的に利用できる制度として定着してきました。この間、定期的に制度の見直しや報酬の改定が行われています。

平成27年～29年度（第6期）の介護保険料が決まりました

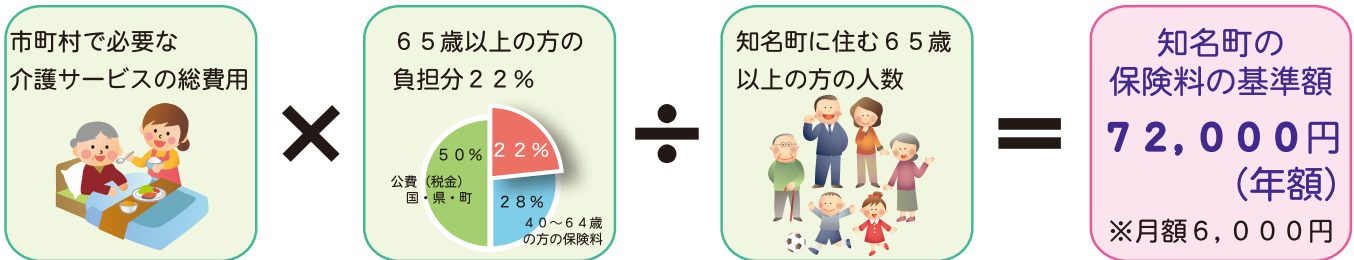
知名町の要介護（要支援）認定率と認定者数は、平成23年度以降横ばいで推移していますが、介護給付費は年々増加傾向にあり、平成25年の介護給付費は7億円となっております。今後、高齢化率の上昇に伴い、介護給付費も増加することが予想されます。

さらに、平成27年度から介護サービス費における65歳以上の方の保険料の負担割合が21%から22%へ上昇（全国一律）したことも影響して、これまでの介護保険サービスを維持するためには、介護保険料の増額は避けられない状況となりました。

これらの要因をもとに、第6期も介護保険料基準額を次の方法で求め、月額6,000円（第5期の基準額4,500円より1,500円増額）となりました。

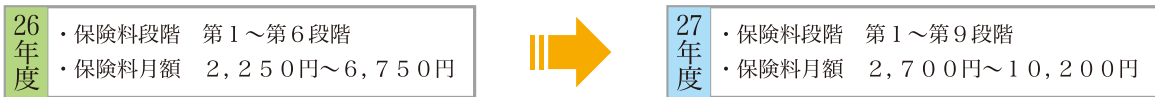


基準額の決め方



第6期計画期間での主な変更点など

- ①介護サービスに係る費用のうち、第1号被保険者の負担割合が21%から22%に上げられました。
- ②バランスのとれた保険料設定のために、所得段階を6段階から9段階に細分化しました。



- ③低所得者対策として、第1段階の保険料率を国の標準料率「0.5」から「0.45」に軽減しました。

第6期計画期間での給付費の推計

介護サービス（要介護）の総給付費の推計

- ・居宅サービス費
デイサービスや訪問サービスなどの利用費
- ・地域密着型サービス費
通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスの利用費（小規模多機能型居宅介護施設等）
- ・介護保険施設サービス費
介護老人福祉施設や介護老人保健施設の利用費

介護予防サービス（要支援）の総給付費の推計

- ・介護予防サービス費
状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスの利用費
- ・地域密着型介護予防サービス費
通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスの利用費（小規模多機能型居宅介護施設等）

地域支援事業費の総給付費の推計

要介護（要支援）認定者以外の方の高齢者対象の事業費

